

第787回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成21年4月17日(金)午後1時30分から
場 所：教育委員会会議室(県庁16階)

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第785回教育委員会会議録の承認について
- 4 第787回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告(一般事務報告)
共学化に係る請願への対応について (高校教育課)
- 6 議 事
第1号議案 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正について (福 利 課)
第2号議案 宮城県指定文化財の指定について (文化財保護課)
第3号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について (教育企画室)
第4号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について (高校教育課)
- 7 課長報告等
(1) 教育・福祉複合施設整備事業の落札者について (教 職 員 課)
(2) 平成21年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について (特別支援教育室)
(3) 平成21年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について (高校教育課)
(4) 平成20年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査結果について (スポーツ健康課)
(5) 第二次みやぎ子ども読書活動推進計画(案)について (生涯学習課)
- 8 資 料(配布のみ)
(1) みやぎらしい協働教育推進事業について (生涯学習課)
(2) 宮城県美術館特別展「洲之内コレクション展」について (生涯学習課)
(3) 東北歴史博物館春季特別展「みやぎの昔々-地中からのメッセージ-」について (文化財保護課)
- 9 次回教育委員会の開催日程について
- 10 閉 会 宣 言

第787回教育委員会臨時会会議録

1 招集日時 平成21年4月17日(金)午後1時30分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長, 櫻井委員, 佐々木委員, 小野寺委員, 勅使瓦委員,
小林教育長

4 説明のため出席した者

菅原教育監兼教育次長, 千葉教育次長, 佐藤参事兼総務課長,
安住教育企画室長, 菅原福利課長, 後藤教職員課長, 竹田義務教育課長,
菊池特別支援教育室長, 高橋高校教育課長, 雫石施設整備課長,
佐々木スポーツ健康課長, 青木生涯学習課長, 真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後1時30分

6 第785回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第787回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 佐々木委員及び勅使瓦委員を指名。
議事日程は配付のとおり。

8 教育長報告

共学化に係る請願への対応について

(説明:教育長)

「共学化に係る請願への対応について」御説明申し上げます。

本年4月6日付けで,大崎市在住の田中広志氏から「県立高校一律共学化の是非に関する請願書」が提出されたので,請願の内容及びその取扱いについて,事務局としての考え方を御説明申し上げます。

資料の1ページから7ページを御覧願いたい。

田中氏からは2月にも共学化に関する請願が1件提出されている。

今回の請願の趣旨は,県立高校一律共学化の是非について,結論を得るまで,教育委員会定例会において継続して議論することを求めるものである。

その理由としては,2月5日の臨時教育委員会において,平成22年度までの共学化を予定どおり実施することが決定されたが,一律共学化の必要性,正当性については言及されておらず,その是非については結論が出されていないことを挙げている。

県立高校の共学化については、昨年12月及び本年1月の定例教育委員会、さらに本年2月の臨時教育委員会の3回にわたり各委員から忌憚なく、様々な角度から十分に議論を重ね、県民、学校関係者等から寄せられた数多くの御意見や見直しとした場合の様々な影響などを総合的に勘案した上で、最終的に教育委員会として従来の予定どおり実施することを確認したものと認識している。

したがって、請願者に対しては、先に確認された共学化に関する方針をあらためて回答することで、御理解をいただきたいと考えている。

なお、請願者が請願の理由の中で指摘されている様々な論点については、今後の検証作業の中で参考にしてまいりたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 いまここで見せていただいて、まだ1ページ半ほどしか目を通していません。だけれどもびっくりしている。素晴らしい請願だと思う。これをきちんと本当に真摯に受けとめて、きちんとした議論、型どおりの報告ではなく、きちんとした議論をすべきということを今まで何回も言われてきて、時間切れです、もう間に合いませんということだけでものことが進んできたことが沢山ある。時代が変わって、少し世の中の考え方も変わってくれば、いろんな判断の基準、考え方がひろがってくるのは当たり前のことだと思う。であるから、決まったことだからといって、10年やってきてしまっていることについて、いまでも多くの県民のいろんな立場の方から、もちろん、私の考えに反対する方もいれば、賛成する方もいらっしゃるけれども、いろんなところで沢山の議論が出ている。それを、時間切れです、決まったことだからということで進める、これは行政としては仕方の無いことだが、やはり多くの県民の方が十分納得していただける議論を十分に、この教育委員会の場だけでは時間が足りないと思う。特別何か委員会をつくるとか、そのような検証作業をきちんとするような審議委員会なり、何かをつくって、このような議論を十分にすべきだと思う。そうでないと時間切れだから、本当はこう思うが、こうしないとならないという本当に苦しい選択をみんながしたわけであるので、そのようなことがそのまま繰り返されるというのは、本質を見失ってしまうと思う。このような請願を最後まで読まないで、たった1ページと半分だけしか読めない状態で、それに対する対応についての説明を受けて、はい分かりましたと言わざるを得ないような状況はとても残念に思う。であるから、できればもう一度これを読み、いまの教育長の返事をもう一度読み直し、そして、それについて報告を受けたというふうにしたいと思うくらいである。

委員長 時間を取りたいということか。

佐々木委員 はい、そのとおりである。とても素晴らしい文章だと思う。1ページ半ぐ

らいであるが、本当にそのとおりだと私は思ったので、やはりこれは十分読ませていただいて、この行政で進めなければならないということとは、また別な視点で、とても大事な論点だと思う。これは教育委員会の本質にかかわる重要な問題だと思う。私達は行政をすすめる、教育を進めるということと同時に、やはり宮城県の教育を、それから宮城県の将来の子ども達がどうありたいのか、宮城県がどうありたいのかということを中心に考えなければいけない責務もあると思うので、十分読んでから教育長の返事も、どこの部分にどう答えているのかをもう一度読んでから私は検討したいと思う。

委員 長 1ページで終わっているのではなく、趣旨の後に相当長い文章があるから、最後まで読んでから検討したいという話であるが、他はいかがか。

佐々木委員 みなさんいま読んでいるのだと思う。読めない状態で結論を出すべきではないと思う。

委員 長 読む時間をとりましょうということだね。

佐々木委員 これに対する教育長の返事はどこに書いてあるのか。文書にはなっていないのか。

教 育 長 従来請願の取扱いとして御報告してきた形としては、具体的な回答文までお示しするというのではなく、基本的な考え方を御報告をして御了解をいただくという形で進めてきている。今回の請願については、繰り返しとなるが、昨年来県立高校の共学化をどう考えるかということを経済委員会でも何回にもわたり議論をしてまいり、その結果として、2月5日の臨時教育委員会で予定どおりのスケジュールを進めるということを最終的に確認したと認識している中で、そういう中で、あらためてその是非について議論するというのはいかがなものかということで、2月5日の臨時教育委員会で確認された男女共学化に関する方針を、あらためて請願者にお示しをすることで御理解をいただきたいという趣旨である。ただし、この請願者が請願の理由の中で種々述べておられる様々な論点については、いま佐々木委員から御指摘があったように傾聴すべき点も多々あると思う。そういったことについては、今後行っていくことにしている共学化の検証の中で十分参考にしてまいりたいという趣旨である。

佐々木委員 十分読ませていただいてから教育長の報告について、もう一度考えたいと思う。

委員 長 それは、今日ということではなくということか。

佐々木委員 今日ということではない。

委員 長 これは、次回に送ることで教育委員会で何か困ったことは起きないね。いかがか。

佐々木委員 ストップをかけるわけではない。であるから、十分に読み、十分に考えて、ここで議論をしると言っているのではない。そして、いままでのように間に

合わないからと言われる必要も無い。

教 育 長 どうしても今日の委員会で決めなければならないというわけではない。十分内容を御覧いただいた上で、結論を出すというのは当然だと思う。私が先程来申し上げている処理方針は、繰り返しとなるが共学化についての方針は既に何回かの教育委員会の議論のプロセスを経た上で確認されているというふうに認識しているので、あらためてその是非について議論をするという段階ではないと思っている。この請願書の中で述べられている論点については、やはり今後行うべき共学化の検証作業の中で十分参考にして行くという形が適切ではないかという考え方である。

委 員 長 つまり、その検証という作業を通しながら、この委員会でもしっかり取り組んで行くということではいかがか。

佐々木委員 きちんと読んでから、読まないうちに返事をするだけのようなことはしたくないと言っている。

委 員 長 では、そのようにしよう。非常に長文の請願でもあるので、問題が無ければ次回に送らせていただき、次回にもう一回やることでよいか。

各 委 員 (委員全員に諮って)了解。

9 議 事

第1号議案 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

「学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから3ページとなる。資料3ページの新旧対照表を御覧願いたい。

今回の改正の内容であるが、この規則の制定根拠を規定する「学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の適用対象となる県立学校のうち、県立宮城大学に係る学校医等の公務災害補償の実施機関は知事と規定されていたことから、従前から第1条においてこの規則の対象から大学は除かれていたが、本年4月1日から宮城大学が公立大学法人に移行したことに伴い、大学を除外する文言が不要となったため、削除するものである。

なお、この規則は、公布の日から施行するものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委 員 長 (委員全員に諮って)可決。

第2号議案 宮城県指定文化財の指定について

(説明：教育長)

「宮城県指定文化財の指定について」御説明申し上げます。

資料は、4ページから13ページまでとなる。

まず、資料の5ページをお開き願いたい。

無形民俗文化財2件を文化財保護条例第22条第2項に基づき宮城県指定無形民俗文化財に指定しようとするものである。

このことについては、宮城県文化財保護審議会に諮問し、去る3月24日に開催された宮城県文化財保護審議会において御審議いただき、資料6ページのとおり3月25日付けで当審議会会長から「指定することが適当である」旨の答申をいただいたものである。

これらを加えると、県指定民俗文化財は48件となり、県指定文化財の総数は233件となる。

概要については、以上のとおりであるが、詳細については、担当課長から説明させる。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(説明：文化財保護課長)

1件目は「とよま秋まつりの山車行事」で、資料は9ページから10ページである。

この行事は登米市登米町の総鎮守である登米神社の秋季例祭に行われるものである。その内容は、人形や年の干支に因んだ動物などを中心に飾り立てた山車が巡行するもので、祭りの形が整ったのは、延宝3年、西暦1675年とされている。

仙台領内では町場で行われた鎮守等の祭礼では、山車が出るのが一般的であったといわれている。この形の原型となっているのは仙台祭といわれた仙台東照宮祭礼とされている。

今日、県内では山車を伴う祭礼行事は38箇所で行われているが、とよま秋まつりの山車行事は、繰り出される数が最も多く、また仙台藩で行われていた江戸時代以来の山車祭りの伝統、特徴を最もよく伝えていっているといわれている。そして、山車に伴う太鼓や笛等によるお囃子は登米郡・桃生郡域の標準を表すということから、このまつり行事は、本県において重要と考えられるものである。

2件目は「寺崎のはねこ踊」で、資料は11ページから12ページである。

この踊は4年に1度の9月に行われる石巻市桃生町の寺崎八幡神社大祭で、神輿渡御に随行して100人以上の踊り手が踊りながら進む踊りである。この祭りは、その昔凶作に苦しめられた人々が、ある年の豊作に歓喜し、神社に詣でて踊り跳ねたことに始まるといわれている。

本踊りは、創作された時代の違いによって異なる3つの形態があり、古いものは江戸時代に遡るといわれる伝統的なものである。同系の踊りは、近年まで桃生地域を中心に各所で伝承されてきたが、現在は寺崎のはねこ踊が唯一のもので、貴重な存在となっている。

その特徴は、県内の民俗芸能としては珍しく跳躍型で、振りも独特で華やかなことから、県内はもとより、全国の民俗芸能研究者や愛好者に注目されている。

したがって、本踊りは本県において重要であると考えられる。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 多くの山車が出るということであるが、この一例目の「とよまの山車」では何台ぐらい出るのか。

文化財保護課長 14から15台である。

佐々木委員 これは、前にうかがっておくべきことかもしれないが、県の文化財に指定されると、それを維持している方達がいると思う。維持するために県としては、例えば、どのような支援というか、例えば、財政的な支援とか、あるいは、それを保存するために、例えば、出来上がっている山車を綺麗な形で保存するための技術の習得とか、あるいは、何等かの援助があるのか。それとも、ただ指定して、これは指定したものだからみんなで守りなさいという形となるものなのか。その辺がちょっと私は分からなかったので、つまり、守って行くための負担はどのような形で行っているのか。

文化財保護課長 文化財の種類によって異なるものである。例えば、建造物のようなものであれば、県が半分補助する。建造物となるとどうしても古くなり、補修しなければならぬということもあり、そういった場合は半分補助するということとなる。民俗文化財に関しては、かなり数が多いということもあり、当然ながら維持する団体というものがある。そこに3万円を補助している。

佐々木委員 要するに金銭的な補助があるということですね。

文化財保護課長 そのとおりである。

勅使瓦委員 二つとも、市町村が合併する前のそれぞれの町の指定を既にされているが、市町村合併してから引き続き合併後の市で文化財の指定はされているのか。

文化財保護課長 通常、新たな自治体が引き継ぐこととなっている。

委員長 (委員全員に諮って)可決。

第3号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について

第4号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、第3号議案及び第4号議案までについては、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

10 課長報告等

(1) 教育・福祉複合施設整備事業の落札者について

(説明：教職員課長)

「教育・福祉複合施設整備事業の落札者について」御報告申し上げます。

資料の1ページをお開き願いたい。

教育・福祉複合施設整備事業の進捗状況については、これまで当委員会に御報告させていただきながら、事業の推進に努めてきたところであるが、今般、落札者を決定したので御報告申し上げます。

本事業の入札については、前回の当委員会でも御報告申し上げているところではあるが、

2つのグループから応札があったものである。両グループの提案内容等について、民間資金等活用事業検討委員会において審査を行った結果、優秀提案が選定されたものである。

県では、この選定結果を踏まえ、優秀提案を提出した資料に記載している鹿島建設株式会社を代表企業に9社で構成するグループを落札者に決定した。

今後は、落札者を事業予定者として、県と事業予定者との間の基本協定を締結し、仮契約後、6月議会に事業契約議案を提案する予定である。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

(2) 平成21年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について

(説明：特別支援教育室長)

「平成21年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について」御報告申し上げます。

資料2ページを御覧願いたい。

なお、資料の学校名については、昨年度の高等部・専攻科の入学者選考要項に従い、旧名称を用いているので御了承願いたい。

まず、高等部の表のうち、盲学校、ろう学校、船岡養護学校、西多賀養護学校、山元養護学校(病弱クラス)の5校については、第一次受検者41人のうち33人が合格している。不合格は8人とも山元養護学校受検者である。この8人は、過年度卒業者である。なお、盲学校、ろう学校、船岡養護学校、西多賀養護学校は、二次募集を行ったところ、出願者はありませんでした。

次に、表の中程、知的障害の特別支援学校高等部について御説明申し上げます。

第一次では合格者238人であるが、岩沼高等学園と小牛田高等学園は募集定員を超える出願者があり、両校合わせて37人の不合格者が出ている。そのうち、31人が県立特別支援学校第二次募集に出願し、いずれも合格している。

残り6人は、いずみ養護学校に4人が合格、その他2人は私立高等学校に合格している。

なお、合格者のうち、利府養護学校から2人の入学辞退者が出たが、この2人についても、1人が宮城障害者職業能力開発校に合格、1人が私立高等学校に合格している。

専攻科については、資料の下の表を御覧願いたい。第一次、第二次選考で、盲学校に9人が合格している。ろう学校については受検者はありませんでした。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑)

小野寺委員 特別支援教育についてはいろいろと関係者が努力されているわけだが、いろんな課題があると私は思っている。それで、今日は入学者選考結果についてなので、それを例として伺うが、特別支援教育の課題として出口の支援の問題が実はあると思っている。小牛田と岩沼であるが、ここは、軽度の知的障害者というか、そういう生徒を対象に職業的な自立を支援することが目的

だと聞いている。定員枠がそれぞれ40と16あるが、不合格者が出ている。これをどういうふうに考えればよいのかというのが一つである。入学したいけれども距離的なことから難しいという話も聞く、だから、ここに不合格者が出ているということは、この2校で全県がカバーできるのかなということも併せて伺いたい。

特別支援教育室長 ここ2、3年の2校の選考結果を見ると、36、37人の不合格者が出ている。その方達は2次募集で他の知的障害支援学校に結果的に行くような大きな流れがある。委員御指摘のように確かに受け皿として、職業自立を目指す特別支援学校の受け皿が、いまの状態、岩沼が40名で若干多くとった。それから、小牛田が16名である。それで何をやっているのかということとなると、担当からは、やはり少し足りないのかなあという、ただ、落ちていられる方には大変失礼であるが、そのまま職業自立に皆さんつながるのかといったらまた別の議論が、やはり種々の能力の問題があり、ただ、大づかみで言う受け皿としては若干少ないかなということは思っている。

小野寺委員 ということは、要するに、この2校でカバーできないということだと思う。地域的にも。その辺りをどのように検討されているのか。あるいは、検討する必要があると思っているが、いかがか。

特別支援教育室長 平成19年度から当室所管で「特別支援学校在り方検討委員会」というものを、外部の学識経験者、学校教育関係者、保護者の代表者の方に集まっていたき開いている。19年度4月から法律が変わり、特別支援学校制度になった。それで、障害種を超えたということがあるが、その在り方をいろいろ話し合っている中で、やはり委員からも高等学園の受け皿の問題、落ちていっているということが指摘されている。今年度もまた4回「在り方検討委員会」を開くが、その辺も御意見、御提言いただき方向性を定めて行きたいと考えている。

小野寺委員 いまの室長の発言であるが、実は去年も特別支援学校の在籍者数が高等部を中心に増えているということで、整備計画が必要ではないかということをお願いしたら、いまの「在り方検討委員会」で協議するという回答であった。それで、いま岩沼と小牛田の問題を話したが、それも同じような回答である。では、昨年私が質問したのは10月と11月だったが、それがどのように検討されて本年度の施策に反映されたのかという辺りも、ちょっと引っ掛かりがある。いまの問題もとにかくそちらに持って行くということであるが、その「在り方検討委員会」の答申を出すとか、何かというのは締め切りを設けて検討するのか。

特別支援教育室長 本年度の入試が終わり、特別支援学校の特に知的障害の児童生徒数がまた増えた。この傾向がずっと続いている。もうキャパの関係から言うと限界に達している。それで、「在り方検討委員会」については、今年度は9月まで

の4回という限定付で集中して開き、整備についての御提言をいただいた上で、それを引き取り教育庁内で早急な改善に向けて取り組んでいきたいと考えている。

委員長 増えて行く中でニーズは高まる。しかし、大勢を受け入れても所期の目的に達することができない人が増えるだけになってしまっただけでは困るといった辺りのジレンマで議論がつまるということだと思ふ。可能な限りそういう能力を得させる工夫をすべきなのだろうと思ふ。小野寺委員も以前にも同様なことを質問しているので、適切な対応をお願いしたい。

(3) 平成21年度宮城県公立高等学校入学選抜の結果について

(説明：高校教育課長)

「平成21年度宮城県公立高等学校入学選抜の結果について」御報告申し上げます。

資料は3ページから8ページまでとなる。

資料の3ページを御覧願いたい。

1の「総括」についてある。

平成21年度の募集定員は、全日制課程で15,740人、定時制課程で1,040人であった。

併設型の古川黎明中学校から古川黎明高校への入学選抜、推薦入試、志津川高校での連携型入試、一般入試、及び第二次募集を合わせた全合格者数は、全日制課程で15,138人、収容定員に対する充足率は96.2%で、昨年度より1.3ポイント減少、定時制課程では676人、充足率は65.0%で1.7ポイント減少した。

次のページに、2番に学科別の合格者数と3番に学区別の状況を一覧に示している。

次に、4の「3%枠の適用に関する結果」であるが、

(1)の「総括」を御覧願いたい。

平成21年度入学選抜における、他地区から入学できる3%枠の設定人数は287人で、これに対して、推薦入試では合格者数が63人、一般入試では合格者が30人で、推薦、一般を合わせると93人が合格している。3%枠全体に占める合格者の割合は、32.4%であった。20年度と比較すると8.0ポイント減少しており、地区を越えて入学した生徒の数が、昨年よりも少なくなっている。

(2)に「3%枠が充足された学校」の一覧があるが、表に記載した6校が充足した学校であった。

続いて、資料5ページの5の「学力検査の結果」についてである。

まず、全日制・各教科の受検者全員の平均点については、資料のとおりであるが、数学と英語については、問題の一部を選択問題としており、基礎基本を中心とした選択問題Aと、思考・判断・表現力を重視した選択問題Bのいずれかを学校が選択して実施している。

受検者の5教科総点の平均は、県全体をまとめて、選択問題のA・Bを合わせて単純平均したものを、総点平均として記載しているが、全日制で264.1点、定時制で

138.1点となった。昨年との比較で、全日制では、14.5点、定時制では4.9点低くなっている。

教科により平均点の変化には差がみられるが、各教科とも基礎基本を問う問題と思考力を問う問題のバランスを考慮して出題しており、受検者の学力状況を反映した結果になっているものと考えている。

今後さらに各教科の結果について分析を進め、7月には改めて御報告したいと考えている。

次に、6の「学校選択問題の選択状況」についてであるが、数学は大問5問のうち1問、英語は大問4問のうち1問が学校選択問題となっており、選択した学校数及び学科数については、表のとおりである。数学、英語とも、受検者のおよそ3分の2がA問題、3分の1がB問題を受検している。

定時制では、すべての学校がA問題を選択している。

これらの傾向については、前年度とほぼ同じ状況である。

資料6ページ以降に学校別の選択問題の実施状況について一覧にしているので、後ほど御覧願いたい。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 二つ伺いたい。合格しても何等かの事情で入学を辞退する生徒はいるのかどうか。もう一つは、先ほどの支援学校とも関係するが、いわゆるLD等の発達障害の生徒が増えていると思う。それで、先ほどの特別支援教育で不合格の子どもが私立学校に2名行っているという話があった。そうした発達障害の生徒が受検する場合に高校として何等かの配慮をしているのか。そういう配慮があるのか。

高校教育課長 入学辞退ということについては、制度上は不可能ではないと考えている。ただ、今年の実態の状況はまだ、若干名はいるようであるが、確定した数字は届いていない。2、3名かとは思っている。やむを得ない事情で入学辞退ということはありうると考えているし、実際にある。それから、発達障害を抱えた生徒について、受験上の特別な配慮があるのかということであるが、入試の公平性という観点から特に受験上の、例えば、別室受検が必要であるとか、そういった配慮はするが、採点、あるいは合格判定上の特別な配慮ということとはしていない。ただ、入学後については、個別の指導計画をつくり障害に応じた対応ができるようにすすめているところである。

小野寺委員 入学辞退について私が聞いた意図は、要するに経済的な理由から就学の道を閉ざしてはまずいよということである。この前、事務局からいただいた資料を見ると、例えば、奨学金についても大分学力基準に特別な基準を設けたり、弾力的な運営をしている。そうした配慮が非常に見られるので、そうした配慮は授業料の減免についても是非続けていただきたい。そう思っている。

ただ、その景気悪化を見越して、国も新規対策で何か考えているようであるから、国と連動しながら就学支援を広げて行く必要があるのではないかということをお願いしたい。

それから、二件目の発達障害、私はこれから高校を受検して行くと思う。実際にいると思う。それで、もちろん公平性から特別なことは選抜だからできないが、課長から説明があったように別室を受検するとか、そういう支援は必要だし、高校における特別支援教育というものの推進がどうなっているかというのが大きなテーマだと思っている。その辺りは、また別の機会にやって行きたいと思う。

高校教育課長　いまあった、いろいろな障害を抱えて高校に入ってくる生徒については、受検上の配慮が必要かどうかということで、あらかじめ中学校から、例えば、別室受検であるとか、文字を拡大して欲しいとか、そういった要望を受けて、そういった申請について教育委員会でも確認した上で、可能な限り配慮をしているところである。

それから、入学した後についても中学校との情報交換を密にして、特に主治医がいる場合には、連絡を取りながら個別にしっかり対応ができるように中学校と連携をとりながらやっているところである。ただ、特別支援のコーディネーターはすべての県立高校に配置したが、内容の充実はまだまだこれからであるので、今年も研修会を中心に十分な対応をして行くようにこちらからも学校を支援して行きたいと思っている。

櫻井委員　先ほどの特別支援のところでもお聞きしようと思ったが、ちょっと共通しているのだから、教えていただきたい。前に特別支援学校の教師は、障害を持った教師を宮城県の中で宮城県の教育で育てる努力はとても大変貴重なこと、重要なことだという意見を述べさせていただいた。でも、特別支援のところの表を見ると、盲学校には普通科があるが、ろう学校には無いし、例えば、宮城県で障害を持った子ども達が宮城県の特別支援学校の教師になる道というのは、高校であれば、どこの高校で勉強している子どもがそういう道が開かれているのかというのが分からないので、教えていただきたい。例えば、筑波のほうまで行っているのか。それとも、国立のどこか他の学校に行っているのか。宮城県の公立高校の中では、そういう進む道というのは確保されていないのかを教えていただきたい。

高校教育課長　高校に入学した生徒のことで入っている情報として御説明申し上げると、発達障害に関しては、やはりそういった障害を抱えつつも教員を目指したいという生徒がいると校長から聞いている。そういった生徒については、希望する大学に入れるように個別的な指導も含めて、それぞれの学校で精一杯支援をしている状況である。

教職員課長　教員になるためには当然ながら免許が必要である。つぶさに、いますべて

のデータがあるわけではないが、大方の方はやはり筑波のほうに通われ、免許状を取得しているというルート、道筋をとられる方が多いと把握している。

小野寺委員 高等学校の特別支援教育は、まだまだ国のほうも伴っていないと思う。国の取組も遅れていると思う。その辺りについてまた別の機会にいろいろと教えていただきたいと思う。

それで、来年度の入学選抜のことについての考え方を伺いたい。御承知のように来年度は学区も一学区になるし、あるいは共学化とか、中高一貫校も軒並み開始されるということで、大分状況が変わってくると思う。だから、その辺りについては当然中学生とか、保護者に周知が図られると思うが、どんな変化が生じるのか、これはなかなか難しい。ただ、ある程度予想される問題については、私は早めに対策を講じて円滑な実施を図って行く必要があると思っている。例えば、具体的なことを言えば、私なりの考えであるが、本当に予備登録は1回でよいのかと思ったり、そんな考えもあるので、その辺りはいまはっきりと言えないと思うが、早めに出せるものは早めに出したほうが良いと思う。秋頃にこうやりますでは、誰もついて行くことは難しいと思うので、早め早めに出されてはいかがか。

高校教育課長 来年度全県一学区になるということで、中学生、保護者、そして中学校の先生方が大変不安に思っているところもあると考えている。そういったことで、昨年から中学校の校長先生方及び高校の校長先生方からも御意見をいただき、特に予備調査について検討してまいった。それで、来年春の入試に向けて、いままでは1月に1回だけ予備調査をやっていたが、今回は2回やるということで、11月に少し簡略化した1回目の予備調査を行って、まず1回目の傾向を見てもらい、それを踏まえて中学校で最終的な三者面談をやっていただき、もう一度、1月に予備調査を行い、従来と同じような形で自分の志願先を固めて行くということで、よりきめ細かな進路指導が中学校でできるようにということで、一つ配慮をしたところである。

それから、そのことも含めて中学生、保護者の皆さんに、そういったことを十分知っていただく、あと質問があったところにお答えするというので、今年も県内六カ所で合同相談会を行うことにしている。7月から9月にかけて県内6会場を使い、高校も参加するし、高校教育課からも行って直接いろいろ疑問に答えたいというふうに考えている。その他のいろんなメディアも使いできるだけ広くお知らせをして行きたいと考えている。

(4) 平成20年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査結果について

(説明：スポーツ健康課長)

「平成20年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査結果について」御報告申し上げます。

配布している概要版の資料を御覧願いたい。

この調査は、昭和39年度から毎年実施してきているもので、平成20年度の調査結果は、平成20年5月から10月中旬にかけて公立の小・中・高等学校で行われた児童生徒の体力・運動能力調査結果を集計・分析したものである。

調査を行った種目は、参考として載せている「握力」、「上体起こし」、「反復横跳び」、「ソフトボール投げ」など9種目となっている。

4の「調査結果の概要」における昨年度との比較であるが、小学校、中学校及び高等学校のそれぞれ男女全部で204項目の調査データがある。平成19年度と平成20年度の平均値をそれぞれの前年度と比較したグラフを掲載しているが、有意に記録が向上している項目数の割合が、低下している項目数の割合を2年連続して上回っており、全体として体力向上に向けた動きが感じられると思う。

なお、平成18年度から体力・運動能力調査記録カードを全児童生徒に配布しており、自分の前年度データを少しでも上回ろうといった意識が働いたことで、記録向上につながったのではないかと考えている。

次に、宮城県平均値と前年度全国平均値との比較であるが、依然として多くの項目で全国平均値を下回っており、特に「20mシャトルラン、持久走、50m走、立ち幅跳び」の記録が低迷している。

さらに、3番目に宮城県平均値の年次推移を見ると、1980年代半ばから低下傾向を示していた子ども達の体力は2000年以降下げ止まりの傾向が見られ、平成10年度以降の新体力テスト実施以降では、「上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン」などの種目では、やや上昇傾向を示すものもでてきている。

以上が宮城県の児童生徒の体力・運動能力調査結果の概要であるが、児童生徒の体力・運動能力の向上を図るためには、子ども達の基本的な生活習慣や運動習慣の確立はもちろんのこと、教員の体育指導技術の向上も大切であると考えている。

現在、児童の運動意欲を引き出し、運動好きな子どもを育てようと、県教育委員会の重点事業として「みやぎの子ども体力・運動能力充実プロジェクト事業」を展開しているところである。

今年度においては、昨年度全小学校に配布した「みやぎっ子！元気アップエクササイズ」のさらなる普及を図るため「元気アップ通信」を発行するほか、効果的な活用方法や実践上のポイントについて理解を深めるため、「体力・運動能力向上サポート研修」を県内16小学校において開催する予定である。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 体力が上がってきた、運動能力が上がってきたというのはとてもうれしいことであるが、まだまだ全国のレベルに追いつかないということで、自分の子ども時代を思い出すと運動会がとても楽しみで、眠れないぐらいとても楽しみだった思い出がある。最近の運動会はいま一つ、何というか、昔のよう

な胸躍るようなものではなく、何となくみんなで仲良くお遊戯をするような形の運動会が増えてきているような気がする。やはり、こういうものは記録を競ったり、自分の記録と競ったり、人と競ったりして、少しずつ記録が伸びて行くものだと思う。生活のあらゆるところで人と競う必要はないが、運動という場面は唯一正当に、そういう人と競ったり、自分の限界を超えるような努力をしてみたり、そういうことが認められる良い場面だと思う。であるから、運動会というものを、何かもう少し胸躍るようなものにしていただきたいなと考えている。その辺はいかがか。

スポーツ健康課長　　いま委員御指摘のとおり、一時、間違っただけという意識が働いた時期がある。であるから、ゴールする時はみんな手を繋いでゴールしましょう、あるいはどうしても体格的に非常に差がある子ども達が一斉に競い合うというのはまずいのではないかという流れが一時あった。ただ、ここ最近については、同じぐらいのレベルの子どもが一斉に走り競い合う運動会にしたり、様々な工夫がなされていると思う。いま御発言されたように、いろんな活動の場面を通じて子ども達の体力づくりに繋げて行かなければというふうに考えているところである。

佐々木委員　　もう一つ、放課後の学校の、例えば、校庭とか、学校の運動具の使用とか、そういうことは、昔は真っ暗になるまで校庭を駆け回ったり、ドッチボールをしたりとか、そういうことをしていたと思う。いま子ども達はある時間になると学校から直ぐ出されてしまうような、私は具体的には分からないが、そういう印象を持っている。その辺はどうか。休みの日とか、放課後は子ども達に解放されているのか。

スポーツ健康課長　　当課では義務教育の放課後活動までおさえていないが、いまの子ども達の生活を見ていると、塾に行ったり、昔と違って家庭に帰って何かをするとなるとゲームが中心となり、校庭で遊ばない子どもが増えたりとか、一般的に言われているように、そういうことはあると思う。ただ、学校で子ども達を一定時間で下校させているかということまでは、我々としてはデータは持っていない。

櫻井委員　　体力、運動能力は、体格による影響が非常に大きいと思う。宮城県は肥満の子どもが非常に多いことで有名である。肥満を予防するということは、食生活、食育、宮城県は「はやね・はやおき・あさごはん」というキャッチフレーズで実施している。その「あさごはん」という表現は私はとても良かったと思っている。というのは、洋食を食べる子どもは、みそ汁を飲まない子どもである。それで、「あさごはん」というとご飯を食べる。そして、みそ汁を食べる。そして、野菜を食べる。生活習慣病を予防するにしても、朝にみそ汁を食べて学校に来る習慣をつければ、一生健康でいられると思っている。その辺の体力、運動能力、体格、そして食育の関係はどのように考えて

いるのか。

スポーツ健康課長 まったく委員御指摘のとおりだと捉えている。そのようなこともあり、今年度に「みやぎの子ども体力・運動能力充実プロジェクト事業」においては、栄養教諭も含めて、その食育の面からも触れて行こうということで、今年度取組を始める予定である。ただ、一つ我々も考えなければいけないが、東北地方はみな肥満傾向児の出現率が高い。しかも秋田、青森も高いが全国レベルで見ると、体力は福井が一位、秋田が二位であるので、肥満傾向児の出現率イコール体力が低いということではなく、その辺をどう捉えたらよいのかを我々も今後探って行かなければいけないと思っている。

櫻井委員 一つだけお願いがある。食育を栄養教諭が指導する時に、やはりみそ汁というものを、みそ汁は水に味噌を入れて、野菜入れて作ると思っている子どもがあまりにも多くてびっくりするので、だしとか、野菜をとる食べ方として、みそ汁というものをその教育でもっとアピールしていただくということをお願いしたいと思う。

小野寺委員 体力、運動能力というのは、長期的には低下傾向にあると思っている。それについてある懸念を持っている。その要因はいままで出ているようにいろいろあると思うが、私としては、何か学力と比べると、遊ぶこと、スポーツということが、何と言うか軽く見られるようなところがあるような気がする。だから、バランスのある発達には、もちろん宮城で言っているように学習習慣の形成と同じように運動習慣の形成との両者に相関関係があるのかなあとと思っている。それが必要だと思っている。特に先ほど運動会の話が出たが、小学生の時に日常生活の中で遊びを通して身体を動かすことが楽しいのだよということを身に付けることが基本だと思っている。それを通して私はコミュニケーション能力とか、社会性が育つものだと思っている。よく言われるように、子どもは変わってきたよと、確かにそうである。私が現場にいた時だって、小学校にいた時も、いわゆる遊び時間というけれども教室にいる。だから、むしろこちらから外で遊んできたらと声をかけることがある。あるいは、自宅の近くに児童館があるので、たまに行って覗いてみると子どもは集まっているが、言われるように、一人一人テレビとか何かをやっている。群れてあまり遊ばないようなところがある。私は、これはもちろん子どもだけの問題ではないと思っている。例えば、帰ってくるのを見ているといまの小学生は忙しい。4時か、5時頃帰ってきている。それから遊べと言っても無理である。あるいは、土日を見ても、例えば、スポ少に入っている子どもはよいのだろうが、そうでない子どもは遊ぶ仲間がない。あるいは、広場も減っている。そういうことについても大村委員長が専門家であるから話していただければよいが、私も住民として遊び場の整備のお手伝いをするが、子どもが遊んでいる姿を見ると非常にうれしくなる。この前の意見交換会の

テーマでもあったが、家庭と地域と学校の連携をどう進めるのかということが、私は運動習慣の形成でも非常に大事だなと思っている。世の中が変わってきているから、それに応じた、やはり地域に合った仕組みとか、実践というのを積み重ねて行くことかなあというふうに思っている。感じたことを申し上げた。大村委員長にその辺りを教えていただければよいが、いかがか。

委員長 教えることは無いが、やはり自分の好きなことをやって日が暮れるまで何かやっているとというのは、本当は子どもにとってとても重要なことだろうと思う。それが、身体をつくるだけでなく、意欲をつくったり、それから目標に向かって何かチャレンジをする姿勢をつくったりというのと大きな関係があると思っている。このようなことで何かをやってみようと思ひ、少しずつそれが実現して行く時の楽しさなどというのは、あらゆることに、学力などに影響して行く、そういう意味では、子どもがそういう力というものをもう少し育てたいし、僕は、いわゆる運動能力というある種目でどうであったのかという計り方でなく、複合的な、何というか、身のこなしとか、日本のサッカー選手と南米辺りのサッカー選手の動きを見てみると、身体能力の何か、少し差がある。強いけれども、何か基礎的なもので、あちらのほうが本能的にすごそうだということが、そういう力というものはどこから出てくるのかというのを考えなければいけないと思う。一対一になった時の対応の仕方というのがものすごく現れると思う。非常に大きな目で見て運動能力を育てる工夫をしていただきたい。

スポーツ健康課長 いま大きな目というお話しがあったので、実は一昨日宮城教育大学の前田先生からメールが届き、元気アップエクササイズ[®]の運動量を調べたら、6メッツ、1メッツは安静時の状況が1だそうであるが、6メッツ、これは階段昇降運動やエアロビクス、早足で15分歩いたぐらいの効果があるということも示されている。そういう意味では、この元気アップエクササイズ[®]を全学校で導入していただくように、我々としては指導主事の先生をはじめ、教育長さん方をお願いしながら普及を図って行きたいと思っている。

委員長 私が言ったことでもう一つ言いたいのは、学校外で子どもどうしの中でやってくる、そのトレーニングというか、トレーニングまではいっていないが、わらわら遊んでいるだけかもしれないが、その時にいろんな力がつく、そこをどうやって時間を確保してあげられるのかという、忙しいからなかなか確保できなくなっているわけである。それは、工夫をしなければいけない我々の仕事かなあとも思っているが。

スポーツ健康課長 正に我々が小さい時には、先輩がいて、地区の人間みな、小さいのから大きいまで集まって人間関係を、その中で構築したり、遊びの中で体力を養っていったという経験がある。地域支援本部あたりが今後出てくれば、地域のそういう力を借りながら、いま委員長御発言のような遊びの中で、あるい

は普段の生活の中で体力を養う環境ができるのではないかと考えている。我々も頑張りたい。

委員 長 そのためには、地元の教育委員会とか、父母会とか、そういうようなものとどういふふうに連携していったらよいかという工夫をしないといけないが、まだあまり知恵が無い。よろしく願いたい。

佐々木委員 いまのことではないが、元気アッププランであろうか。それも含めて先ほど控え室で沢山の小冊子をいただいた。各教育委員会の各担当の方達が本当に年月込めてつくられた力作揃いだと思う。まだ十分目を通していないが、こんなに素晴らしい、各部署でいろんなプランをつくっているということをもとめて拝見し、大変なお仕事をされているなと思って見ていた。あれは、とても素晴らしい大切なものだと思うが、例えば、県民の皆さんにはどういふふうに、このようなものがあるということが伝わっているのか。そのものを皆さんに配るのか。それとも、ホームページなり、何かに掲載しているのか。あるいは、その担当部署だけの宝物なのか。何か、すごくこんなにやっている、こんなに考えているということをして沢山お知らせしてもよいのではないかという気がした。その辺がどうかなあと思った。

委員 長 いまの直接ではなく、先ほどこちらには持って来ていないが、教育委員会関係でつくった各種の計画書なり、報告書のたぐいの話である。

菅原教育監 中身が基本的には、学校、あるいは市町村の教育委員会という内容が多かろうと思うが、ものとしてはそういった学校、あるいは市町村教委にお届けして、市町村教委から、例えば、公民館とか、子ども達、親達が集まる場所とか、図書館とか、そういったところに展示していただき、活用していただくようにしている。一般の方々には、大体はホームページのほうに内容を掲載して見られるようにしており、直接所望があれば可能な限り、残部があればお配りもしている。できるだけ大事な内容を1年、2年かけてまとめている内容であるので、できるだけ周知してまいりたいと考えている。

佐々木委員 とても眠らせておいたらもったいないと思う。やはり、今回、いろいろな議論の流れの中で教育委員会が見えないということが問題になっていたと思う。教育委員会って何をやっているのだろうか、どんなことを話しているのか、どんなことを考えているのかということをして、やはり目に見える形で、沢山の県民の方々にお知らせする努力をいろんな形でやって行くということが、開かれた場というふうになって行くと思うので、せっかくのものであるから、もちろん、それが本当に専門家の方達の部分は、別にすべきものがあるならばよいが、沢山あるものを、県のいろんな場面でお知らせして、教育委員会はこんなにいろいろ考えてプランを立てているということを目に見える形にして示して行っていただきたいと思う。

(5) 第二次みやぎ子ども読書活動推進計画(案)について

(説明：生涯学習課長)

「第二次みやぎ子ども読書活動推進計画」の案がまとまったので、御報告申し上げます。
資料14ページを御覧願いたい。

まず、1の「計画策定の趣旨」であるが、この「みやぎ子ども読書活動推進計画」は、平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、18歳以下の子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成16年3月に、計画期間を平成20年度までとした県の第一次の計画を策定していた。

一次計画については、16年度から20年度までの5カ年の計画となっていた。この一次計画期間における成果や課題、諸情勢の変化、また、国の「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、宮城県の子どもの読書活動をより一層推進するため、計画期間を平成21年度から25年度までの5ヶ年間とした「第二次の計画」を策定するものである。

次に、2の「主な策定経過」であるが、この計画の策定に当たっては、宮城県生涯学習審議会において審議等を重ねてきた。また、平成20年11月に、教育委員会から「宮城県における子どもの読書活動の推進方策を定める計画の内容について」同審議会あて諮問していたところである。別紙のとおり平成21年3月27日付けで「計画の内容について調査審議を行った結果、妥当なものと認められる」旨の答申をいただいたところである。

次に、3の「計画の構成」であるが、大きく3つの章で構成しており、第1章「計画の策定に当たって」では、計画の背景と趣旨、読書活動を推進する意義と現状などを記載している。第2章「基本方針」では、計画の目標と基本的方策などを記載している。第3章「推進のための具体的方策」では、家庭、地域、学校、公立図書館、行政の役割や具体的に展開していく取組などを示している。

加えて、県内の先進的・特色のある活動事例集などをはじめとした関連する資料を添付している。

次に、4の「計画の目標と基本的方策」であるが、「計画の目標」としては「すべての子どもが、本を読みたいと思った時に、いつでもどこでも自主的に読書活動ができるよう環境の整備を推進し、心豊かでたくましく生きるみやぎの子どもの育成を目指します。」という目標を掲げている。

この目標を達成するために、「基本的方策」として、「読書機会の提供と充実」、「読書環境の整備充実」、「読書活動の理解の促進」、「家庭、地域、学校と公立図書館・行政との連携の強化」の4点を基本的方策としている。

次に、5の「計画の特色」であるが、先ほども御説明したとおり活動の担い手となる家庭、地域、学校、公立図書館、行政のそれぞれが取り組むべき内容を具体的に提示していること。また、計画を推進するための指標として「数値目標」を設定していること。

さらには、活動の広がりを図るため、多くの県内の先進的・特色のある活動事例を収集し、提示していることなどがあげられる。

最後に、本資料の裏面に計画の体系図を添付している。また、計画の全文については、別冊として添付しているので、御参照願いたい。

今後は、この計画に基づき関係機関との連携・協力を図りながら、この計画の推進に努め、本計画を実効性のあるものとしていきたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 この計画自体とても素晴らしい大作だと思い拝見していたが、私は読書が学校の教育の中で随分重視されて、読書の時間をつくり、多くの学校がやっているという状況になっているということを知っている。ただ、読書は言うまでもなく大変大切なことであり、いまの子ども達にどんなふうに提供していくのかということも大事であるが、私はこの読書の教育の中で一つお願いしたいのは、特に学校という場でお願いしたいのは、優れた文章というのはやはりとても素晴らしい言葉の連続だと思う。であるから、声に出して文章を読むということをぜひ子ども達に経験させて、しかも繰り返し、良い文章を声に出して、頭の中に全部文章が出てしまうくらいまで繰り返し読むようなことをどこかの機会に子ども達に教えていただきたいと思う。それは、言葉の詩としても、どんなものでも素晴らしい部分を持っているので。もう一つは、日本の言葉そのものが随分崩れてきていると思う。であるから、そういう美しい文章を声に出すようにということ、もちろん古典の文章でもよいと思う。古典の文章はとても綺麗な音楽のような流れを持っているように思う。そういうことを何回も言葉に出して読んでいるうちに自分の中に、今度そういう言葉の基本ができてくるのではないかと思うので、日本語の美しさそのものが子ども達に伝わって行くようにぜひ声に出して読む時間を沢山つくっていただきたいと思う。

生涯学習課長 ただいま最初のほうに委員から御発言のあった学校における全校一斉の読書の実施率については、本体版の7ページの上のほうに記載しているが、平成13年には55.4%の実施率であったが、平成19年には84.3%とかなり上がってきているところである。ただし、声を出して読んでいるということではないと思うので、その辺は当課でも、今年度関係者の講習会等々の計画をしているので、その点も踏まえて、声に出して読むという部分も非常に大事だということも伝えていきたいと思っている。

小野寺委員 立派な中身だと思う。まだ読み切れていないが、先ほどから出ている朝読書が大事だということが定着しているので、そういう意味ではほとんどの学校でやっているのだから数値的には上がっているのだと思う。ただ、こんな話も聞く、朝読書の時間を、今度は学力向上のスキルの時間とかに充てていたりとか、そういう学校も出てきている。学校もいろいろそっちやったり、こっちはやったりして大変だなあと思うので、この朝読書というのは、私は本を読

むことはもちろんだが、それ以外の効果があると思う。これはぜひ続けていていただければと思う。

それから、学校図書館についての記述が足りないようにも思えるが、地方によって違うが、仙台市などはいろいろな司書補助などをあてているわけである。ところが地方ではなかなかあてているところは少ないなあと思う。そういう問題が一つあるし、それから、学校図書館の予算が貧弱である。だから生徒があまり来ない。要するに地方交付税がいろいろあると思うが、あれはどこかに行って、なかなか本のほうに回っていないところがある。ただ、それをこうだと言っても、地方交付税はそういう性格のものだよと言われればだが、やはり、その辺りの働きかけもぜひやっていただきたいと思う。

生涯学習課長 学校図書館の機能充実という辺りの記述については20ページに記載している。やはり、本に親しむには身近なところに本が、一番は家庭になると思うが、次は、やはり学校、それから、市町村立図書館という形となってくるかと思う。やはり、本を読んで楽しい、本が好きだという気持ちになってもらわないと、なかなか、無理無理読んでも楽しくないわけであるので、委員御発言のとおり学校図書館の機能の充実について、当課からの予算云々ではないが、これらの充実についてもぜひ働きかけてまいりたいと思う。

なお、今回当課の新規事業として学校図書館の関係者の講習会等も予定をしているので、図書館の司書、教諭、学校図書館に従事している人達に集まっていたら、資質の向上等も考えているので、その場でいろんな意見もお聞きしてみたいと思っている。

小野寺委員 やはり、子どもに本や読書の必要性は分かるが、そうした環境が無ければ読まないと思う。これは、もちろん地方によって差があるのだろうと思うが、学校図書館は貧弱である。その辺りを県として、やはりある程度の指導性、もちろん県でお金を出すわけではないであろうが、上手く国と連動したり、指導して行くという指導性は県の役割としてあると思う。

生涯学習課長 本日午前中に、市町村の生涯学習担当課長、社会教育担当課長の会議ももっていたが、その中でも読書活動推進計画を策定するという事で御説明し、完成したらお配りしながら説明をして、ぜひ小中の学校図書館の充実についてお願いをしたいと思っている。

佐々木委員 もう一つよいか。活字の本も大切だが、やはり、これからの時代に向けて新しいメディアを通じた読書というか、文学に触れるとか、そういう作品に触れるような機会を提供するのも大事な役割だと思う。例えば、昔で言えばビデオシアターみたいなものとか、DVDの作品であるとか、そういうふうなものを提供する。あるいは、何かパソコンの中で文学作品とかが流れているものとか、そういうものを提供するという場はあるのか。

生涯学習課長 ここで取り組んでいる計画は基本的には本と言われるものを中心に書いて

いるが、いま御発言のあったDVDとか、これらについては生涯学習の中で取り組んでまわっているもので、必ずしも子どもに限っていないが、こちらも併せて推進をして行きたいと考えている。

勅使瓦委員 学校図書費についてである。これは、いま国から一般財源という形で来ているので、なかなか数字としては見えないようであるが、聞くところによると最終的に各学校にいくと、毎年学校図書室には新しい本は入っていないという現実がある。聞くところによると国から学校図書費としての名目ではないが、元々それ用として来ている財源が県から各市町村にいく時には半分ぐらいに減ってしまっている。各市町村から学校図書費としていく時には更に減っていくような実態があるという話をよく聞く。宮城県でも現実として半分ぐらいしか各市町村に回っていないという話を聞くが、その辺についてはどんなものか。きちんと元々文科省から来る段階で、国から来る段階で低い金額であろうと思うので、それを各県、あと各市町村で財政が厳しいということ、それぞれがすめ取っていたのでは、いつまで経っても学校図書室に新しい本が並ばないという現実があるようなので、その辺について宮城県内で分かっているのであれば、各市町村への配分率というか、分かるところでよいので、教えていただきたい。もしくは、そこについて今後どのような改善というか、教育委員会として県で予算を組む時にこういった形で提言というか、進言して行くのかを教えていただきたい。

義務教育課長 いま御質問のあった小中学校の学校図書購入費について御説明する。先ほど委員から御指摘があったように県内の予算措置率は大変残念な状況にはある。県教委としては、学校図書室の充実が学力向上等に、また子ども達の情操教育のためにはなくてはならないものと考えている。しかしながら多くの市町村では、厳しい財政事情でその他の行政経費の財源として活用されるなどなかなか難しいというのが実状であり、地方交付税で措置されている水準まで予算措置を講ずることができないという状況である。県教委としては、現在このような措置状況を各市町村に知らせるとともに、今後とも各市町村教委を通じて着実な整備をお願いしてまいりたいと考えているところである。

菅原教育監 補足であるが、市町村立学校の図書購入費、まあ教材費であるが、この交付税措置については、国から直接各市町村に行っており、その使用率が、毎年度、いま義務教育課長が御説明申し上げたとおり、何年か、2年ぐらい遅れてデータが出てくるが、活用率というか、その使用シェアが低いので、毎年度国から各都道府県にしっかりと交付税措置されている図書費を使って学校図書館の図書充実を図って欲しいということ、国の文書を受けて、県教委として各市町村をお願いしているわけである。本県の詳しいデータはいまここに持ってきていないが、県全体のトータルとしては、図書の購入にかけ

ている経費は交付税措置されている以上の金額を積算すると、ここのところを使用されているということとなるのだが、いかんせん、それは、市町村によってかなり厚くしているところと、薄くしているところがあるので、トータルとしてはかなり配当以上のものが数字上は出てくるが、なかなか各市町村によって措置された以下の状況で購入しているということもあるので、そのことを含めて毎年度市町村教委には大事な教材であるということをお願いをしているし、これからも働きかけて行きたいと思っている。

櫻井委員

宮城の子ども達の読書活動を考える時に、ふと私が頭に浮かぶことは、通勤を電車で行っているのだから、電車内で社会人、高校生と朝な夕なに一緒になるが、みんな何をしているのだろうと見てみると、大人の方はスポーツ新聞を読んだり、日経新聞を読んだり、携帯電話を見ている人がいる。子どもはしゃべっている。そういうのを朝な夕な見ていると、あとPTAの会合で学校に行っても、始まる前にお母さん達は何をしているかと思って見ていると、しゃべっている。本をずっと出して読んでいる人は見たことがない。やはり県民性だと思うが、この読書推進計画はとても立派なものだが、やはり一番大切なのは、テレビを消して文字に目を向けようという意識だと思う。そういうものが家庭で無ければ、どんなに頑張っても学校の教師が朝読書をすすめようが、何をしようが、通勤の電車の中でスポーツ新聞を読むような大人ができるだけだと思う。

それで、だから学校の先生が一生懸命やっているのだと言われるかもしれないが、例えば、テレビを消して読書をしましょうとか、生活習慣をもう少し考えましょうというところから、この読書活動推進計画が始まっているような気がする。このように考えるのは私の偏見であろうか。それを、同じようにJRで通勤している教育長に伺いたい。

教育長

いまの御指摘は基本的には私も同感である。子どもが読書の習慣を身に付けるかどうかについては、もちろん、これは学校での指導もかかわってくるであろうが、基本的には家庭で親がどういう生活をしているのかということが一番大きな影響を与えると思う。そういう意味で、従来から進めている「はやね・はやおき・あさごはん」で子ども達のきちんとした生活習慣をつくりましょうということをして、県民運動として根付かせ、力を入れて行こうとしているが、その中で、子どもだけの問題でなく、大人も含めての問題という視点で、もっと大人しっかりしようよということも含めて運動をして行く必要があるかと思う。

委員長

私の父は暇があれば本を読んでいた。家計に影響があるほど本をばんばん買ってくるものだから、罪滅ぼしに子どもの本も時々買ってくれた。私の身の回りには本が随分あった。終戦直後だが本がいっぱいあった。やはり手許にあると何となく読む。親が買ってくれた本とは別に友達の親父さんが読ん

でいる銭形平次とか，小学校中学年の頃は面白くて借りてきて，あまり親の推薦していない本だから見せてはいけないと思い布団を被って読んだ。だから，読書の楽しみというのは，覚えてしまうと一人でどんどん走って行くものだと思う。そういう意味では，家でどれだけ本を買っているのかということが大きい。買ったり読んだりしているかということである。そういう親父に影響されて妹は東京で出版社をやっている。これが，なかなか売れなくて大変そうである。本を人に読ませることが，社会状況としてそう簡単ではなくなっており，先ほどの遊びと同じような状況に多分なりかけていると思う。何とか子どものそばに本を置く，そして，ボランティアの人達のこと多分計画書に書いてあると思うが，子ども図書館などをやっている人達が随分いる。あのような人達は本当に好きになってしまい，こんなに読まないのでは困るのではないかと思い，一生懸命自分の持っているコレクションから自分の息子や娘に見せていた本を地域に開いたりして，やっている活動があるわけだが，そういう人達と上手く連携しながら，本が好きな雰囲気をつくって行かないと，時間を決めて読ませるといっただけだと，多分なかなかマニアにはならないと思う。人目を盗んででも，何かやれと言われたことをさぼってでも面白いものだと思うし，それから，イギリスや何かでは随分子どもの本の作家があり，いまでも次々と現れてくるというか，面白い本がベストセラーになったりする。あのような状況をつくらなければいけないのだろうと思う。つまり，出版とか，本が事業になるという雰囲気はいまなかなか無いと思う。だから僕は，本は子ども達に買ってやるべきものだと思っていたから，子どもに一生懸命本を買ったが，東京にまだ眠っている。何か活用しなければいけないといまの話しを聞いて思った。読む習慣はみんなでつくりたいといけない。学校だけで取り組むこともとても大変で，僕の学校の図書館は結構立派な本があったが，行ってわくわくしてそこから借りてきて読みたいとは思わなかった。誰かの家の本のほうが面白かった。そんな経験があるので，ぜひこれまた幅広い見地から対応していただくと面白いと思う。

1 1 次期教育委員会の日程について

委員長 定例会は平成21年5月15日(金)午後1時30分から

1 2 閉 会 午後3時25分

平成21年5月15日

署名委員

署名委員